

## 第5次野洲市人権施策基本計画の考え方（案）について

### 1) 趣旨

本市では、平成16年10月1日から「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を施行するとともに、『野洲市「人権尊重のまち」宣言』、『平和都市宣言「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」』を平成18年2月25日にそれぞれ宣言し、同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、子ども、女性、高齢者などあらゆる人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざしています。

また、令和3年3月には、「第4次野洲市人権施策基本計画」を策定し、人権に関するさまざまな課題の解決に向けて、人権教育・啓発をはじめ、さまざまな人権施策を総合的に推進してきました。

しかし、昨今の社会情勢はめまぐるしく変化し、インターネットをはじめとした、情報化社会の発達に伴う人権侵害、少子高齢化、雇用・就労状況の変化、格差の広がりなど、人権をめぐる状況と課題は刻一刻と変化しており、これら問題への対応や方策が今まで以上に求められています。

このような状況の中、2016年には、国におきましても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、2023年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、法律の具現化にむけた取り組みを推進しています。

こうしたことから、次期計画の策定に向け、今日までの人権施策の取り組みを検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について、見直すものです。

## 2) 概要

計画の体系は、原則として第4次野洲市人権施策基本計画を継承し、具体的な施策の見直しを行う。

1. 計画策定の経緯
2. 基本計画の目的
3. 計画の期間
4. 基本理念
5. 計画策定の背景となる人権施策及び社会の状況
6. 人権施策の課題と解決に向けて

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者
- (5) 同和問題
- (6) 外国人
- (7) インターネットによる人権侵害
- (8) L G B Tなど性的少数者
- (9) その他さまざまな人権問題

ハンセン病患者、H I V感染者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、ホームレスの人々、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引の問題、震災に起因する人権問題の発生等

7. 人権教育・人権啓発の推進
8. 相談・支援体制の充実
9. 協働による人権尊重のまちづくり
10. 推進体制

3) 計画の実施においては、前述の法律や県の「滋賀県人権施策推進計画(第2次改訂版)」など、国や県の方針、関係法律の改正、人権についての新たな課題等を反映したものとするとともに、「第2次野洲市総合計

画-改訂版-」との整合性を図るものとします。

4) 人権問題・男女共同参画市民意識調査（令和6年10月実施）の結果や第4次行動計画の検証結果及び人権施策審議会の意見等を反映したものとします。

5) 計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

6) 計画策定スケジュール

「第4次野洲市人権施策基本計画」の計画期間が令和7年度末までであり、また、野洲市議会基本条例により議決事項と定められていることから所定の手続きを経た上で、令和8年3月31日までに策定を行います。